

一般社団法人農業土木機械化協会常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人農業土木機械化協会の常勤役員の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、年俸及び通勤手当とする。

(年俸)

第3条 常勤役員の年俸は、一般社団法人農業土木機械化協会定款第28条に基づく総会の議決により定める。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用する常勤役員に対し、通勤による費用の実費を支給する。

(報酬の支給)

第5条 常勤役員の報酬は、月額で支給する。

2 前項の月額は、年俸を12月で除して得た額に通勤手当を加算した額とする。

3 年俸を12月で除して得た額に百円未満の端数がある場合には、当該端数をいづれかの月で調整することができる。

(報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、毎月20日に支給する。ただし、その日が一般社団法人農業土木機械化協会職員就業規則第13条に規定する職員の休日にあたるときは、職員の休日でない直前の前日に支給する。

(実施細則)

第7条 報酬の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行する。

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

一般社団法人農業土木機械化協会常勤役員報酬規程第3条に定める常勤役員の年俸について

常務理事 年俸1000万円